

\ 令和9年度採用 /

小野町職員募集

小野町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

- (1) 試験職種 一般事務
(2) 採用予定人員 若干名

2 受験資格

昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者

学歴は問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本の国籍を有しない者
- ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

(1) 第一次試験

① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

② 適性検査

職務遂行に必要な適性について検査を行います。

(2) 第二次試験

第一次試験合格者に対して、職員として必要な知識及び能力について、小論文試験、個別面接及びその他必要な試験を行う予定です。（第一次試験合格者に個別に通知します。）

4 試験の期日・場所

区分		期日	時間・内容	場所
第一次試験	一般事務	令和8年9月20日（日）	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～14:20	小野町大字小野新町字中通2番地 「小野町多目的研修集会施設」

◎第一次試験の結果については、令和8年10月中旬頃、小野町役場掲示板に合格者番号を掲示するほか、合格者に通知します。

5 資格調査

第一次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、小野町の給料表によりますが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、小野町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」又は「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

申込用紙は小野町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

(2) 申込みの方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して小野町役場に提出してください。申込書を郵送する場合はその表に「高校卒程度試験申込」と朱書きし、110円切手を貼った自分宛の封筒（長形3号）を同封のうえ、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票が無い場合、又は受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和8年7月15日（水）から同年8月14日（金）まで

持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに
ご来庁ください。

郵送の場合も8月14日（金）必着とします。

8 その他

- (1) 受験の際は「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 昼食を持参してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、小野町役場総務課に問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を必ず同封してください。

小 野 町 役 場

〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地

TEL.0247-72-2111（受付時間／8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く）

担当／総務課 鈴木・草野



町公式ウェブサイトはこちら